

消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 ○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。</p> <p>ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。ただし、居室（もつぱ</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。</p> <p>ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。</p>

ら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。

以下次項において「入居者等の利用に供する居室」という。

（ ）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が二百七十
五平方メートル未満のもののうち、次項第二号の規定の例に
よるものにあつては、この限りでない。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル
以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下
であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以
外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時
開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構
造のものを設けたものであること

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式
スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型
感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖するこ
と。

(ロ) 居室から地下に通ずる廊下、階段その他の通路に設ける
ものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的
に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床
面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、
一・八メートル以下及び十五センチメートル以下であるこ
と。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル
以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下
であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以
外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時
開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構
造のものを設けたものであること

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式
スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型
感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖するこ
と。

(ロ) 居室から地下に通ずる廊下、階段その他の通路に設ける
ものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的
に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床
面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、
一・八メートル以下及び十五センチメートル以下であるこ
と。

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたるもの。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第二百二十条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたるもの。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第二百二十条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経

路により避難することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。を設けたものであること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に

もうけるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が二百平方メートル以下であること。

2 |

前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令第九条の規定により令別表第一(六)項ロとみなして同項の規定を適用するものを除く。）のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの（前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

路により避難することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。を設けたものであること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に

もうけるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が二百平方メートル以下であること。

(追加)

一 前項第一号ロ本文の規定の例によるもの。

二 居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもので、次のイからホまでに適合するもののうち、入居者、入所者又は宿泊者（この号において「入居者等」という。）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの。

イ 第二十三条第四項第一号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

ロ 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ ロの開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。

ニ ロの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。

ホ 入居者等の利用に供する居室から二以上の異なつた避難経路を確保していること。

3

第一項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令別表第一(共)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ

（追加）

及び(六)項口に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。)の部分で同号の規定を適用するものに限る。)のうち、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの(第一項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号に定める区画を有するものとする。

一 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

二 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。

三 前号の主たる出入口は、第一項第一号二の規定による構造を有するものであること。

四 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを第二号の廊下に通ずる通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

五 第二号の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。

六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。

七 特定住戸部分の各住戸の床の面積が百平方メートル以下であ

ること。

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二条第一項第一号口の介助がなければ避難でき

ない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第

一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者(同表(六)項ロ

(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(六)項ロ(5)に規定

する避難が困難な障害者等に限る。)のうち次の各号のいずれか

に該当する者とする。

一 認定調査項目(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第
五号)別表第一に掲げる項目をいう。以下この条において同
じ。)三の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り
等の支援が必要」に該当しない者

二 認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は
「見守り等の支援が必要」に該当しない者

三 認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不
要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四 認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解でき
る」に該当しない者

五 認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が
不要」に該当しない者

六 認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不

(追加)

要」に該当しない者

(屋外消火栓設備に関する基準の細目)

第二十二條 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 加圧送水装置は、第十二條第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)

及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ、ト並びにチの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$P = p_1 + p_2 + p_3 + \frac{0.25MPa}{}$$

Pは、必要な圧力(単位 メガパスカル)

p1は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧(単位 メガパスカル)

p2は、配管の摩擦損失水頭圧(単位 メガパスカル)

p3は、落差の換算水頭圧(単位 メガパスカル)

ハ〜ホ (略)

十一・十二 (略)

(自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出)

第四十四條の二 法第二十一條の十六の四第一項の規定による届出は、型式ごとに別記様式第九号による届出書により行わなければならない。

(屋外消火栓設備に関する基準の細目)

第二十二條 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 加圧送水装置は、第十二條第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)

及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ、ト並びにチの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$P = p_1 + p_2 + p_3 + \frac{0.2 MPa}{}$$

Pは、必要な圧力(単位 メガパスカル)

p1は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧(単位 メガパスカル)

p2は、配管の摩擦損失水頭圧(単位 メガパスカル)

p3は、落差の換算水頭圧(単位 メガパスカル)

ハ〜ホ (略)

十一・十二 (略)

(自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出)

第四十四條の二 法第二十一條の十六の四第一項の規定による届出は、型式ごとに別記様式第九号による届出書により行わなければならない。

ならない。

2 法第二十一条の十六の四第一項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が法第二十一条の十六の三第一項に規定する総務省令で定める当該自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果並びに試験設備及び試験方法に関する事項のうち消防庁長官が定めるもの

三 表示を付そうとする者が自主表示対象機械器具等の輸入を業とする者である場合においては、当該自主表示対象機械器具等の製造を業とする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

3 法第二十一条の十六の四第二項の規定による届出は、同条第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては別記様式第十号、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入の事業を廃止した場合にあつては別記様式第十一号による届出書により行わなければならない。

ならない。

2 法第二十一条の十六の四第一項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が法第二十一条の十六の三第一項に規定する総務省令で定める当該自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した書類

三 表示を付そうとする者が自主表示対象機械器具等の輸入を業とする者である場合においては、当該自主表示対象機械器具等の製造を業とする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

3 法第二十一条の十六の四第二項の規定による届出は、同条第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては別記様式第十号、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入の事業を廃止した場合にあつては別記様式第十一号による届出書により行わなければならない。